

過疎地域振興対策に関する経費 説明資料



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和5年6月6日

地域力創造グループ過疎対策室

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

<令和2年国勢調査結果による過疎地域の増減>

令和3年4月1日時点	820団体
新規団体	+)65団体
令和4年4月1日時点	885団体

※令和7年国勢調査についてもその結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

5. 支援措置 (12条～40条)

・国税の特例・地方税の減収補填措置

業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)

基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化

・配慮措置

市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実

・過疎対策事業債

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続

・国庫補助率のかさ上げ

公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

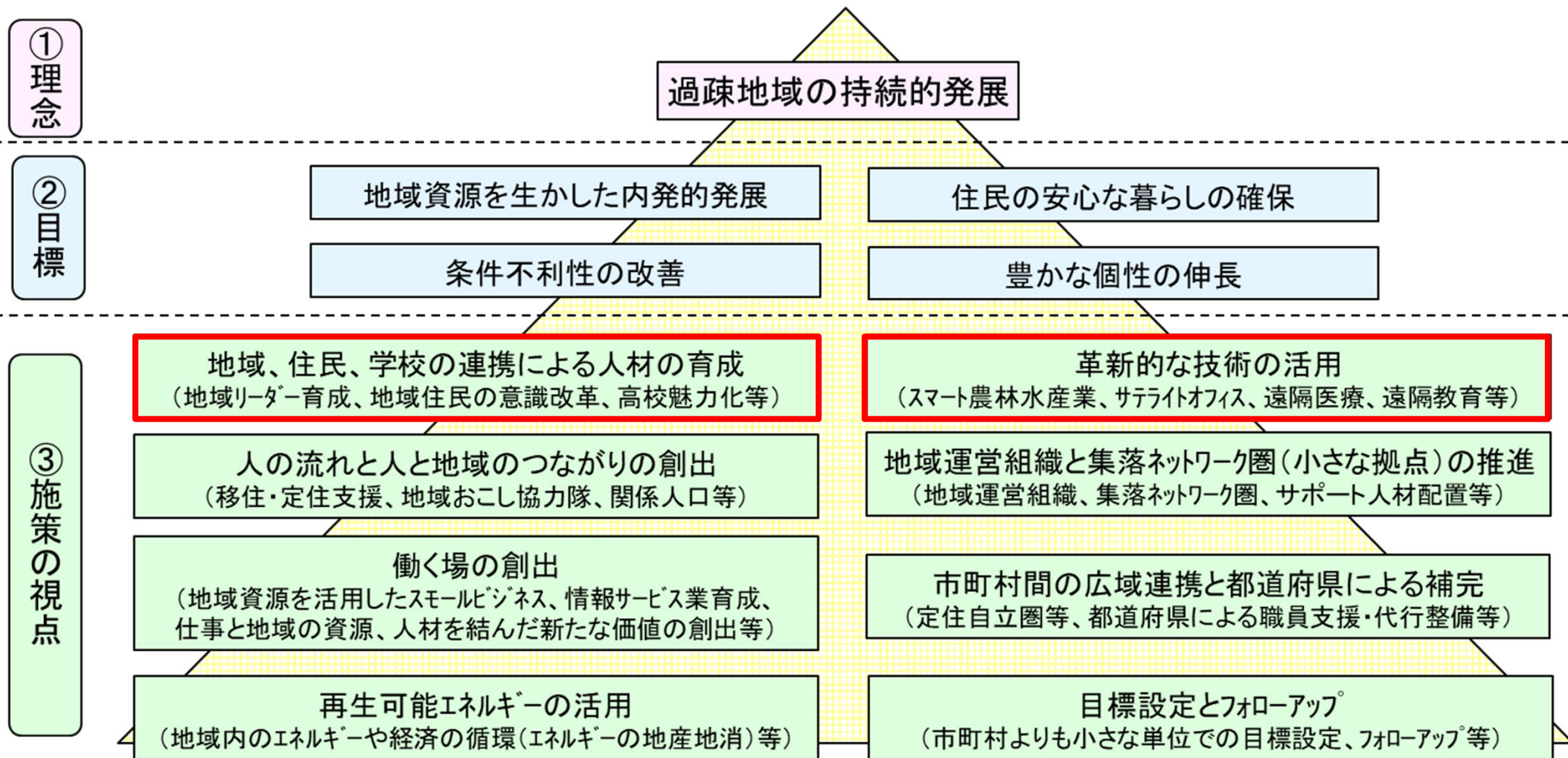
- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～（要旨）」抜粋
 （令和2年4月17日 過疎問題懇談会提言）

新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

※前文抜粋

（略）近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。（略）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（過疎地域の持続的発展のための対策の目標）

第四条 過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等を図ることにより、多様な人材を確保し、及び育成すること。
- 二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。
- 三 通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより、過疎地域における情報化を進めること。
- 四 道路その他の交通施設等の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通の機能を確保し、及び向上させること。
- 五 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。
- 六 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。
- 七 美しい景観の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の推進等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

（都道府県の責務）

第六条 都道府県は、第一条の目的を達成するため、第四条各号に掲げる事項につき、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

過疎地域持続的発展支援交付金

(R5予算額:805百万円)

(R4予算額:805百万円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

○ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

○ 令和5年度予算額 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

○ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

○ 令和5年度予算額 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

○ 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

○ 令和5年度予算額 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

○ 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

○ 令和5年度予算額 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(R5予算額:400百万円)
(R4予算額:400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
※下記事業については、限度額を上乗せ
 - ①専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
 - 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

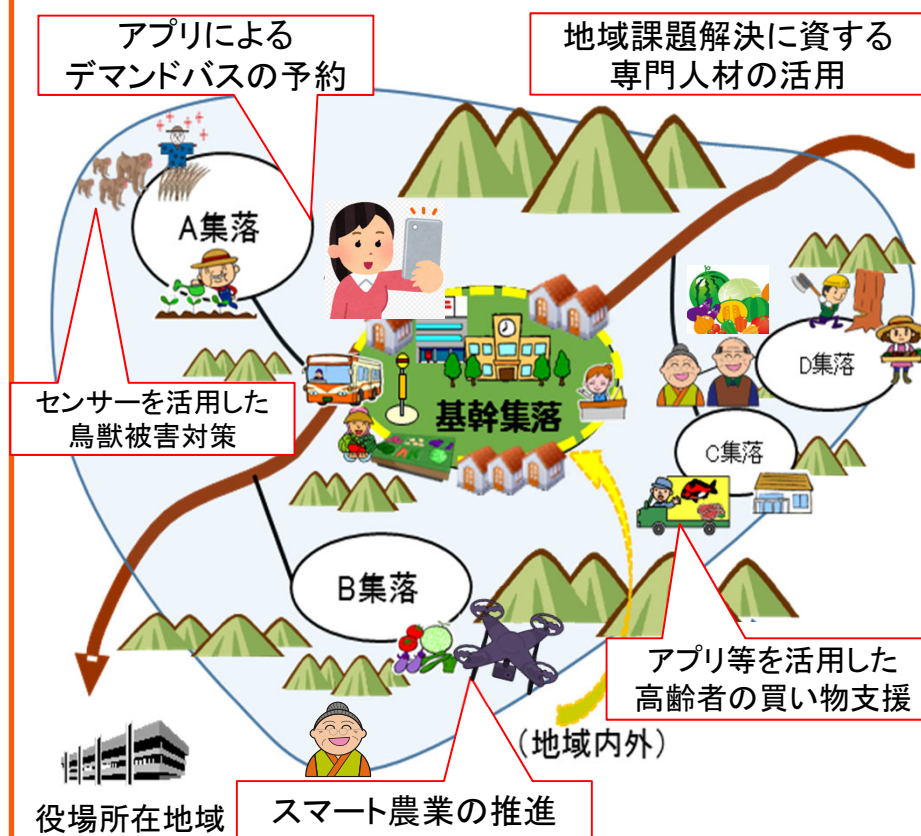
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

(R5予算額:254百万円)
(R4予算額:254百万円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域
(2)事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
(3)交付対象経費の限度額 2,000万円
(4)交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10(※)
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5)対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
 - ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

(R5予算額:91百万円)
(R4予算額:91百万円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1)事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2)実施主体

過疎市町村

(3)交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

(R5予算額:60百万円)
(R4予算額:60百万円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額
60,000千円

(3)交付率
1/3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

過疎地域持続的発展支援交付金の事例 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)

佐賀県伊万里市 (半島振興対策実施地域)

【事業背景】

- 伊万里市黒川町地区は、人口3,136人の市中心部から約10km離れた地区。
- 民間の路線バス3路線、市のコミュニティバス2路線が運行されている。
- 車両が大型であるといった要因により、主要道路のみの経路であることや運行時刻の制約などにより住民の実情に即した公共交通となっていない。
- 高齢者等にとって移動手段の確保が大きな課題となっており、利便性が高く持続可能な公共交通網への再編を図る必要。

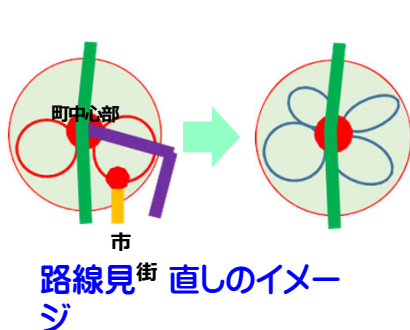
【事業実施者】 黒川町まちづくり運営協議会

【事業費】19,426千円

- 交通インフラ整備： 5,927千円 (車両購入等)
- 利用環境整備： 13,499千円 (アプリケーション開発)

【取組内容】(平成29年度～)

- 住民アンケートの実施や住民参加の検討委員会を開催し、地域の実情に即した運行内容を検討。
- 民間バス3路線を1路線に、市のコミュニティバス2路線を地元企業と連携してまちづくり運営協議会が運行する町内循環路線に見直し
- スマホ等で運行状況の把握、乗り換え案内の確認などができるアプリケーションの開発(利便性向上のためにICTを活用)



【成果】

- 黒川町中心部と周辺の集落をきめ細かく結ぶよう運行範囲を拡大
- アプリ実装により利用環境が改善
- コミュニティバスの利用者数の増加 (R2延利用者4,387人、対前年度+428人)
- 気軽に外出できる公共交通の充実による地域コミュニティの活性化

過疎地域持続的発展支援交付金の事例 広島県神石高原町（過疎地域） （過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）

【事業背景】

- 油木地区は、人口減少に加え、高齢化率が50%に迫るなど、少子高齢化が進行。
- 人材不足により災害時の緊急対応や日頃の安否確認などが困難な状況にあり、また集落機能の低下などが危惧。

【事業実施者】油木協働支援センター

【事業費】 19,288千円

【取組内容】令和元年度～

- 地域の自主運営組織が主体となって、ドローン技術の活用による災害時対応などの課題解決を目指す。
- ・災害前後の状況把握に資する情報収集アプリ(クラウドサービスを活用した災害現場と役場間の現場画像共有)の開発
- ・災害時を想定した支援物資の配送実証や目視外、電波途絶環境の実証を実施。
※専門、技術的課題へ対応するため、産学官連携によるドローンコンソーシアムを組織。
- ・ドローン技術を地域で運用するための人材(住民、地元高校生等)を育成。

・神石高原町
・油木協働支援センター
・(国研)防災科学技術研究所
・パースルプロセス&テクノロジー(株)
・ドローン・ジャパン(株)
・慶應義塾大学SFC研究所
・(株)アイ・ロボティクス
・楽天(株)

ドローンコンソーシアム



担い手育成



物資配送

【成果】(令和元年度～)

- 取組を通じ、地域住民の受入体制の構築
⇒実証事業の範囲を順次拡大(重量物搬送)
- ドローン操縦技術者を育成(5名)
⇒技術者を更に育成
- ドローン技術を用いた起業、ドローンスクールの誘致を実現

鳥獣被害対策ICTイノベーション事業(長崎県五島市)

令和5年2月末時点

【事業背景】

- シカ・イノシシが増加し、地域住民が結成した5つの捕獲隊による捕獲が本業の傍らで実施されている。
- 限られた時間内での捕獲活動となるため、捕獲の効率化が課題。

【事業実施主体】五島市
【R3交付金活用額】16,233千円

【取組内容】

【令和3年度に実施した事業】

○以前から携帯回線を活用した捕獲技術を導入していたが、**低消費電力で長距離の通信が可能なLPWA通信**を利用して携帯回線の届かない山間部でも情報収集できる仕組み(※)へと進化させた。

※山奥でシカやイノシシがわなにかかると、捕獲者のスマホに通知が届く仕組み

○有害鳥獣の目撃や捕獲情報をクラウドに集積しデータ活用することで、**リアルタイムな有害鳥獣の出現予報**を发出する鳥獣被害予防アプリを開発・利用促進。

【概念図】



【アプリ「けものおと」概要】

もくげき 農家・住民・観光客向け

- 鳥獣被害の早期発見・対策に
- 車衝突の防止に
- 人的被害の防止に



もくげき投稿 目撃や被害を目撃した写真や場所、詳細情報を投稿
もくげきマップ 目撃情報を地図にプロットし目撃や被害があった場所を確認
もくげきリスト もくげきの情報を一覧で表示
けもの予報 もくげきの情報を地図にプロットし目撃や被害があった場所を確認

ほかく 捕獲従事者・ジビエむけ

- 見廻り労力軽減に
- 早期処理に
- ジビエ活用に
- 捕獲場所の選定に



ほかく報告 捕獲した写真や場所、詳細情報を投稿
ほかくマップ 捕獲情報を地図にプロットし捕獲があった場所を確認
ほかくリスト ほかく報告の情報を一覧で表示
ほかく予報 ほかく報告の情報を地図にプロットし捕獲があった場所を確認

【成果及び令和4年度に実施した取組】

【成果(令和3年度)】

- 山間部の携帯回線が届かない地域での罾でも作動状況をスマートフォンで確認可能となり、捕獲の効率化、見回りの省力化を実現。
- 目撃情報等を基に**警報を発出**する有害鳥獣の出没予報アプリにより、**衝突事故を未然に予防可能になった**。延べ約2,900名の市民がアプリを活用。
- 解体加工する事業者は、それまで不定期に運び込まれていた屠体について、事前の罾作動情報により、当日の作業計画を立てやすくなり、新鮮なうちに食肉への処理加工が可能に。**

【令和4年度に実施した取組】

- 引き続き、被害予防アプリの市民への普及を推進。(→令和5年2月時点で、延べ約15,900名がアプリを活用)
- 捕獲した屠体を有効活用するため、解体加工事業者が事業を拡大し、ジビエ料理や鹿ツノ加工品の提供販売を開始、また、別の地元団体は鹿革を活用したクラフトキットの開発に取り組んでいる。

【令和4年4月24日
日本農業新聞 1面】



医療アクセス確保と住民のQOL向上のための多職種参加型オンライン連携診療モデルの構築事業(熊本県水俣市)

【事業背景】

- 総面積の75%が山林であり、少子高齢化が進行。
- 医療・介護人材の慢性的な不足や居住地域等により発生している医療アクセスの差が課題。

【事業実施主体】水俣市
【R3交付金活用額】9,845千円
【R4交付金決定額】12,527千円

【取組内容】

【令和3年度実施した事業】

- 水俣市立総合医療センターとへき地診療所及び市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。
- 在宅療養者へのオンライン診療・看護支援を実証的に実施したほか、災害時等の医療インフラ継続に関する実証を実施。

【概念図】



【オンライン診療実証の様子】



【災害時を想定し集会所と総合医療センターをつなぐ実証の様子】



【成果(令和3年度)】

- オンライン診療等のICT等技術の活用に関して、住民のみならず、医療従事者や福祉・介護従事者に対してもその有用性について、実体験を通じて理解を促すことに成功。(実証参加者の約8割が実証に対して満足とアンケートで回答)

【令和4年度実施予定の取組】

- 山間地域に、健康相談や受診相談等を気軽に受けられるよう、オンラインの相談等窓口「アクセスポイント」を設置。
- 令和3年度に実施した事業を継続しながら、民間の医療機関等へ広げるためノウハウ移転や導入支援を行う。

過疎地域振興対策ロジックモデル

現状・課題

【現状】

- 過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、多様な文化の継承等の多面にわたる機能を有しており、国土の多様性を支えている。
- 東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、一層重要な役割が期待される。
- 一方、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域の活力が低下。
 - ・人口増減率(R2/S55):
過疎地域 △30.5%
全国 △8%
 - ・高齢者比率(S55→R2):
過疎地域 13.2%→39.8%
全国 9.1%→28.0%
 - ・若年者比率(S55→R2):
過疎地域 18.3%→9.9%
全国 21.5%→13.9%
- 議員立法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)が制定(全会一致により成立)。

【課題】

- 地域経済の活性化、情報化、交通の機能、医療体制、教育環境の確保、集落の維持活性化、農地等の適正管理などが課題。
- とりわけ地域社会を担う人材の確保が喫緊の課題。

インプット(資源)

【予算】令和5年度予算額: 845 百万円

アクティビティ(活動)

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援。

(1) 過疎地域持続的発展支援交付金による支援

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

集落ネットワーク圏における日常生活機能の確保や地域産業の振興の取組を支援。

②③ 過疎地域持続的発展支援事業

過疎市町村が実施する地域課題の解決のためのICT等技術の活用事業や地域社会を担う人材不足に対応するため都道府県・過疎市町村が実施する地域人材育成事業を重点的に支援。

④ 過疎地域集落再編整備事業

定住団地の造成や定住・移住者向けに空家の改修等を支援。

⑤ 過疎地域有休施設整備事業

廃校舎等の遊休施設を活用し実施する地域振興施設や地域間交流施設等の整備を支援。

(2) 調査委託事業等

- ・有識者で構成される過疎問題懇談会において過疎問題に関する検討を行うほか、過疎地域を対象とした調査を実施。
- ・全国過疎問題シンポジウムを開催し、課題の共有や優良事例の紹介(表彰)等を行い、過疎団体の先進事例等を横展開。

アウトプット(活動目標)

- (1) ①②③実施団体が設定した活動目標の達成度(目標:100%)
 - ④団地等整備率(目標:100%)
 - ⑤施設整備率(目標:100%)
- (2) 過疎対策の取組事例のPR(目標:毎年度実施)

アウトカム(成果目標)

【短期アウトカム(翌年度～)】

- (1) ①事業実施した集落ネットワーク圏での取組の継続
 - ②(実証事業)事業の実用化
 - ③(実証事業以外)課題の解決又は改善
 - ④賃貸・分譲開始の翌年度以降の計画的かつ安定的な入居
 - ⑤施設供用開始後の計画的かつ安定的な施設利用
- (2) 優良事例の共有

【長期アウトカム】

- (1) ①⑤集落ネットワーク(小さな拠点)形成数の増加(R6 1,800箇所)
 - ②ICT等技術の活用による条件不利性の改善(地域課題の解決のためのICT等技術を活用した事業を行う団体の拡大)
 - ③④地域社会を担う人材(地域人材のほか、移住定住者や関係人口も含む)の確保(人材育成事業を行う団体の拡大)
- (2) 過疎団体の先進事例等の横展開による全国への波及

インパクト(国民・社会への影響)

過疎地域の持続的発展(過疎地域における持続可能な地域社会の形成・地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上)の実現

- ・集落機能の維持(集落調査結果(R1 78.4%)の水準維持)
- ・過疎地域全体の人口減(社会減少率)の改善(R12 0.58%以下)

横展開について

- 現在、長期アウトカムの指標として、
 - ・過疎関係市町村のうち、地域課題の解決のためにICT等の技術を活用した事業を行っている団体の割合
 - ・過疎関係市町村のうち、人材育成事業を行っている団体数
 - ・小さな拠点の形成数を設定している。
- この指標の考え方として、優良事例として紹介した事例を参考にするなどして、各地域で取組が進められること想定して設定したものであるため、横展開が図られているかどうかの参考指標の1つとなりうるものと考えている。
- これらの成果実績が年々上昇していることから一定の効果が上がっているものと考えている。

<参考> H30年度から令和4年度までの長期アウトカムの実績の推移

長期アウトカムの実績の推移	H30	R1	R2	R3	R4	備考
小さな拠点の形成数の推移	1,069	1,181	1,267	1,408	1,510	
人材育成事業を行っている団体数	-	-	-	293	404	R4年度から調査実施
ICT等技術を活用した事業を行っている団体数	-	-	-	375	467	R4年度から調査実施

横展開を図るための取組（H30年度～R4年度）

○ 交付金採択団体の取組が、他の過疎市町村へ横展開していくことが大切であると考えている。

○ 総務省では、横展開を図るため、

- ・優良事例表彰の実施
- ・過疎シンポジウムの開催
- ・講演会等での優良事例の周知
- ・交付金の活用事例の掲載(HP)

を行っている。

<参考>横展開を図るための取組(H30年度～R4年度)

取組内容	H30	R1	R2	R3	R4	備考
優良事例表彰の実施	○	○	○	○	○	毎年実施
過疎シンポジウムの開催	○	○	-	○	○	R2はコロナの影響で実施していない
講演会等での優良事例の周知	○	○	○	○	○	毎年約10回以上実施
HPへの掲載(交付金活用事例)	-	-	-	-	○	令和3年度行政事業レビュー(公開プロセス)での指摘を踏まえ、実施

事業名	評価結果及び取りまとめコメント	対応
<p>過疎地域振興対策等に要する経費(自治 行政局)</p> <p>(令和3年度予算額: 824百万円)</p> <p>(令和4年度度要求額: 845百万円)</p>	<p><事業内容の一部改善></p> <p>1. この事業の他に過疎問題に関する多くの事業があり、国の予算が投入されているため、この事業のアウトカムとして、人口社会増減というアウトカム指標による成果の捉え方は広すぎる。当該事業の有効性、貢献度を示すため、国民にわかりやすい指標を公表する必要がある。</p> <p>2. 中長期目標について、持続的発展という新たな言葉によって目標設定をすれば、さらに抽象度が深まってしまう。そのため、より具体的なアウトカム設定が必要である。</p>	<p>1. 例えば、「事業実施翌年度以降の対象物件入居率の目標値を満たす団体の割合」や「人材育成事業を行っている団体数」、「集落ネットワーク(小さな拠点)形成数」などといったように、短期及び中長期のアウトカム指標については、より事業に関係した指標を複数設定することとした。</p> <p>2. 中長期の目標については、「人材育成事業を行う団体の増加」や「地域課題解決のためのICT等技術を活用した事業を行う団体の拡大」、「集落ネットワーク(小さな拠点)形成数」といったように、より事業に関係した目標を設定することとした。</p> <p>※上記1, 2について、公開プロセスに提出された説明資料においてより事業に関係した指標が既に設定されていたところ。</p>